

備前市中小企業等奨学金返還支援補助金 事業概要

補助対象事業者

- 市内に主たる事業所を有する、又は市外に主たる事業所があるが市内に勤務先を限定した採用を行っている中小企業
- 支援対象者となる従業員への奨学金返還支援制度を設けていること
- 市税を滞納していないこと

支援対象者

- 補助対象事業者が返還制度を創設又は改正した年度以降に採用された者
- 大学等在学中に奨学金の貸与を受け、その返還金の滞納をしていない者
- 正規雇用であり、期間の定めがなく雇用されている者
- 交付を受けようとする年度の末日において年齢が35歳未満である者
- 市内に所在する事業所に勤務している者
- 市内に居住し、市税を滞納していない者
- 奨学金の返還について、公的機関から支援を重複して受けておらず、かつ受ける予定のない者

補助期間

最初の補助対象額となった返還支援の支給を受けた月から60月

補助金額

支援対象者が返還した額の範囲内で補助対象事業者が支給した額を補助対象額とし、その2分の1の額又は9万円のいずれか低い額(年額) 期間を通算して上限45万円

平均返還額324万円(年18万円)、平均返還期間18年で、上限まで補助する場合

		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目～18年目	計
返済額		18万円	18万円	18万円	18万円	18万円	234万円	324万円
負担額	従業員	0円	0円	0円	0円	0円	234万円	234万円
	備前市	9万円	9万円	9万円	9万円	9万円	補助終了	45万円
	企業	9万円	9万円	9万円	9万円	9万円	補助終了	45万円